

令和5年第5回教育委員会定例会議事録

令和5年5月8日

東久留米市教育委員会

令和5年第5回教育委員会定例会

令和5年5月8日(月)午前10時05分開会

市役所7階 703会議室

議題

第1 教育長報告

- ①東久留米市立小中学校におけるPTA運営について
- ②令和6～9年度小学校教科用図書採択について
- ③その他

第2 教育委員報告

- ①東京都市町村教育委員会連合会について
- ②新年度に入っの学校の対応について

出席者(5人)

教 育 長	片 柳 博 文
委 員	宮 下 英 雄
(教育長職務代理者)	
委 員	尾 関 謙 一 郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	馬 場 そ わ か

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	小 堀 高 広
指 導 室 長	小 瀬 ま す み
教 育 総 務 課 長	田 中 徳 彦
学 務 課 長	田 口 純 也
生 涯 学 習 課 長	島 崎 修
図 書 館 長	島 崎 律 照
主幹・統括指導主事	森 山 健 史

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時05分)

- 片柳教育長 これより令和5年第5回教育委員会定例会を開会します。
委員は全員出席ですので、会議は成立しています。
-

◎議事録署名委員の指名

- 片柳教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は宮下委員にお願いします。
 - 宮下教育委員 はい。
-

◎傍聴の許可

- 片柳教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
- 片柳教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

資料につきましては、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

- 片柳教育長 議事録の承認に入ります。3月29日に開催しました第2回臨時会の議事録についてご確認をいただきました。訂正のご連絡はいただきませんでしたでしたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎教育長報告

- 片柳教育長 日程第1、教育長報告に入ります。「①東久留米市立小中学校におけるPTA運営について」から説明をお願いします。
- 島崎生涯学習課長 東久留米市立小学校におけるPTA運営についてです。お配りしている資料は、5月11日の校長会にお示しを予定している資料の案となります。

内容について説明します。

市内各学校において組織されているPTAは、個々の在り方や運営について自主的に判断していく社会教育関係団体ですが、令和5年に入り国会においても質問がされるなど、入退会の仕組みなどに係る見直しの議論が広がっています。

当市においてはPTA連合会が組織されていますが、平成29年度をもって休止となるところです。PTA連合会と教育委員会の窓口として生涯学習課が担っていましたことから、PTA運営に関する基本的な事項について、改めて、学校長に対してお示しするものです。

1点目は、PTAは児童・生徒の健全な成長を目的に保護者と教職員が対等の立場で、学校の全児童・生徒のために様々な取組や活動を行う任意の社会教育関係団体であること。また、児童・生徒の保護者が必ずPTAに入会しなければならないものではないこと。2点目は、PTAは会員向けのサービス団体でなくその学校の全児童・生徒のための団体であるため、児童・生徒に対し、保護者の加入の有無にかかわらず、平等な対応が求められること。PTAが費用を負担して行事を行う場合、会員でない保護者にはその都度実費相当を負担し

てもらうなど、課題や対応をPTA内部で話し合いながら、その学校の全児童・生徒の保護者へ事前に情報提供できることが望ましいこと。3点目は、個人情報については、入会時や進級時にPTAが会員から直接取得することについて。以上です。

○田中教育総務課長 ただいまの報告に補足して説明します。

昨今、小中学校におけるPTA運営における児童・生徒等の個人情報の取扱い等に関する議論が広がりを見せています。また、本市の個人情報の取扱いについては「東久留米市個人情報保護条例」に基づき対応していましたが、国の法改正により市町村は個別の条例に替えて国の「個人情報の保護に関する法律」、いわゆる「個人情報保護法」の規律を適用しています。

各学校におきましても、保護者等から提供される児童・生徒等の個人情報については「個人情報保護法」に即して取り扱うこととしています。これにより、PTA運営に関する先ほどの資料にあります基本的な事項の「3 個人情報の取得について」に関しての各学校の対応としましては、児童・生徒等の個人情報の利用や提供を行う場合には、個人情報保護法第69条に定める個人情報の利用及び提供の制限の例外規定に基づきまして、保護者等からの同意をいただく対応をしています。

来る5月11日の定例校長会において、児童・生徒等の個人情報の取扱いに関して改めて適正な対応を周知することを予定しています。また、教育委員の皆様には2月24日開催の第3回教育委員会定例会の教育長報告で報告していますが、4月に策定した本市の「教育情報セキュリティポリシー」に関しましても、同じく5月の定例校長会での周知を予定しています。

○片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

○馬場教育委員 対応に関してお願いがあります。PTA運営についての基本的な事項としてはこういうことなのだと思いますが、この文書を各校が校長会名で出す時には、くれぐれもこの文書をそのまま保護者に出さないようにお願いします。

なぜかという、これをぱっと見た時に、保護者側からすると「必ずPTAに入会しなければならないものではありません。」と「保護者の加入の有無にかかわらず、平等な対応が求められます。」のところにだけ目がいってしまうのではないかと思います。

もちろん、このとおりですが、現在も皆さんに入っていていただいている子どもたちのためにいろいろな活動や支援をしてくださっているの、このままの文書ですと、「入会しなくてもいいんだ。でも平等な対応を求められるんだ」というところだけがピックアップされてしまうと、とても残念なことだと思います。

校長会にこの文書を出すときには、くれぐれもその点を伝えていただければと思います。

○片柳教育長 ただ今のご意見を十分に踏まえ、PTA活動の意義や趣旨について踏まえた上でこの資料を参考に活動していただくよう、校長会では誤解のないよう説明していきます。

他にご質問はありませんか。

○宮下教育委員 ただ今の馬場委員のご発言とダブルところがあるかと思いますが、一言申し上げます。

2番目の小見出し「PTAへの加入、非加入への対応について」です。「加入、非加入への対応について」というよりも「PTAへの加入について」とした方がいいと思います。

「加入」の意味の中には「加入もあるし非加入もある」と解釈していただければと、ここの文言だけがクローズアップしなくなると思います。馬場委員のご発言を聞きながらそのように感じました。

1の小見出しですが、「PTA組織について」とすべきではありませんか。2の小見出しは「PTAへの加入について」、3は「個人情報の取扱いについて」と「について」が全てについてくるつくりになっています。

さらに、この文書のタイトルは「東久留米市立小中学校におけるPTA運営について」ですので、2の小見出しだけがクローズアップされ、大きな問題がこの中に含まれているのかなという誤解を与えるかもしれない。もっと意識形成をさせたいという意図があるのだったら別ですが、「PTAへの加入について」とすると、少し文章が柔らかくなるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

- 小堀教育部長 宮下委員からご指摘いただきましたようにレベル感を合わせるためにも、小見出しの部分「1 PTA組織について」「2 PTAへの加入対応について」「3 個人情報の取得について」と直した上で、5月11日の校長会にお示ししたいと思います。
- 片柳教育長 よろしければ、続いて、「②令和6～9年度小学校教科用図書採択について」の説明をお願いします。指導室長。
- 小瀬指導室長 令和6年度～9年度にかけて使用する小学校教科用図書の採択について、説明します。

「採択の方針」をご覧ください。今年度は令和6年度からの4年間、小学校において使用する教科用図書を採択することとなります。その際、教育委員会は東久留米市の教育目標の実現に向けながら、一つ目に「採択の対象となる教科用図書について、十分調査研究を行い、公正に審議すること。」二つ目に「市民及び学校等の意見を参考にすること。」の2点の事項に留意し、総合的に判断して採択を行います。

次に、「教科用図書採択に関する事務の関係図」をご覧ください。東久留米市教科用図書採択要綱に基づき、教育委員会は教科用図書選定調査委員会及び教科別の資料作成委員会を設置します。調査委員会は学識経験者、市民、学校関係者、地域関係者によって構成され、教育委員会からの調査依頼に基づき、資料作成委員会に教科、種目別に必要な情報を収集整理の上、客観的な資料を作成することを依頼します。資料作成委員会から調査資料の提出を受けた調査委員会は、学校からの意見書を参考にして教育委員会の採択審議に関わる調査報告書を作成し、報告を行います。なお、市民の意見については東部地域センター及び中央図書館の2か所において見本本の展示を約2週間開催して意見を収集するとともに、教科用図書採択に際しての審議資料として逐語化し、提出させていただきます。

次に「選定調査委員」をご覧ください。学識経験者は前回と同様に日本女子体育大学教授、出張吉訓先生にお願いしています。市民代表2名は市内在住の18歳以上の方を要件として、現在、市報及び市ホームページにて公募しています。なお、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことを受け、より広く意見を募る観点から、今回から18歳以上と変更しました。学校関係者は小中学校の校長会にて調整し、決めていただいています。地域関係者は社会福祉協議会、体育協会から選出していただくよう依頼しています。

「資料作成委員」をご覧ください。教職経験が豊かで教育研究に実績があり、各校長の推薦を受けた者3名から5名については現在調整中であり、授業改善研究会の各部長と協議の上、決定する予定です。

「見本本学校巡回計画」をご覧ください。東久留米市教科用図書採択要綱実施細目に基づき見本本を巡回し、各学校からの意見を聴取します。

なお、学校教育法附則第9条の規定により、上学年で使用する教科用図書との関連性を考慮するとともに採択する図書の系統性にも配慮するため、見本本の一組を中学校にも巡回す

ることを予定しています。また、教育委員控室に見本本一組を常設し、教育委員の皆様と学校巡回で十分見られなかった教員に対して閲覧できるように準備していきます。参考として、令和6年度～9年度小学校教科用図書採択日程、東久留米市教科用図書採択要綱及び同実施細目を配付しました。後ほどご覧いただければと思います。

なお、公正な採択を実現するために、教員の資格の徹底を図ります。要綱の第6の(1)にア、イ、ウ、エ、オ、カとありますが、教職経験が豊かで教育研究に実績があること。また、過去3年間教科用図書及び指導書の著作・編集などに事実上協力していない者ということで、この条件を徹底していきます。また、校内への業者の立入禁止については昇降口等に張り紙をするなどして徹底するよう、校長に注意をしていきます。

○片柳教育長 説明が終わりました。ご質問等がなければ以上でこの件を終了します。

このほか事務局から報告はありますか。

○田口学務課長 学務課から、新型コロナウイルス感染症に関して2点報告します。

初めに、小・中学校における新型コロナウイルス感染症への感染についてです。前回、令和5年第4回定例会の後も引き続き市立小・中学校の児童・生徒が感染した事案が報告されています。5月2日までの間で小学校において10名、中学校において0名の感染が確認されています。なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5月8日から5類に移行することに伴い、東京都においても全数把握ではなくなりますので、本教育委員会での陽性者数報告もこれをもって一旦終了としたいと考えています。

次に、5類移行に伴う5月8日以降の学校における対応について説明します。

初めに、文部科学省が策定している「学校における衛生管理マニュアル」の改定に基づく対策の基本的な考え方についてです。その主な内容としましては、5類移行後も健康状態の把握、換気の確保、手洗い等の指導といった対策が引き続き重要とされた一方、平時においてはこれら以外に特段の感染対策を講じる必要のないこと。マスクの着用を求めないことが基本となること。給食の場面では、机を向かい合わせにしない措置や黙食は必要ないことなどとなっています。また、平時からの対策では、体温を毎日チェックさせて学校に提出することは不要なこと。清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要なことなどと示されました。

次に、「学校保健安全法施行規則」の一部改正による出席停止の取扱い等についてです。出席停止の期間は発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでとされ、登校する際の治癒証明等の陰性証明は引き続き必要ないものとされています。また、濃厚接触者の特定は行われないため、感染者と同居している児童・生徒についても、感染が確認されないものについては直ちに出席停止扱いにする必要がないものとされました。

そのほか学級閉鎖の基準について、文部科学省から示されたガイドラインでは、同一学級での複数児童・生徒等の感染が判明した場合が引き続き挙げられている一方、複数とは人数に着目したものではなく学級内における感染拡大を防止する観点であると説明されています。

従前と大きく変わらないものと認識していますので、学校において複数の陽性者が判明した際はその時点で学務課へご一報いただき、翌日以降に拡大傾向であれば学校医とも相談の上、学級閉鎖を実施するかどうか判断していきたいと考えています。

また、学校から市教育委員会への感染者の報告及び市ホームページでの公表については、東京都への報告もなくなったことも併せ、行わないものとしたいと考えています。

このような内容について5月2日に各学校へ通知し、保護者の方々への周知をお願いしています。以上です。

- 片柳教育長 説明が終わりました。ご質問等ありますか。
- 宮下教育委員 この3年間のコロナ対応について、学務課では日々子どもたちの感染状況等を把握し、学校の対応等についての情報を毎日のようにいただきました。そのご苦勞に先ずは感謝します。なお、5類へ移行になりましたが東京都の情報を見ると2,400人を超えたので、まだまだ油断はできないと思います。引き続き情報提供をいただければと思います。
- 片柳教育長 ありがとうございます。
- 以上で教育長報告を終わります。

◎教育委員報告

- 片柳教育長 日程第2、教育委員報告に入ります。「①東京都市町村教育委員会連合会について」、尾関委員からお願いします。
- 尾関教育委員 4月28日に、今年度初めて市町村教育委員会連合会の常任理事会と理事会が開かれました。5月31日に定期総会がありますので、その議案について承認しました。
- 令和4年度の事業報告と決算、令和5年度の事業計画と予算が主な内容でした。令和5年度の予算に関連しますが、各市町村教育委員会の分担金は5%の減額になるということです。これまで、令和4年度は20%、令和3年度は30%の減額でしたが、コロナの収束が見えてきましたので負担金の減額は5%と縮小するとのこと。来年度の負担金は従来どおりの額に戻ると思われます。また、コロナの影響で事業ができず繰越金が100万円近くになりましたので、それを研修会等で使っていこうということです。
- 表彰についてですが、10年表彰の方が4人、全国表彰、これは退職された方ですが、18年の1人を入れて4人申請をするという報告がありました。
- 5月31日に定期総会がありますが、懇親会についてはコロナの影響がまだあるということで開催しないということです。
- 以上で報告を終わります。
- 片柳教育長 ありがとうございます。
- 他に委員の皆様からご報告はありますか。
- 馬場教育委員 令和5年度の新学期が始まって1か月経ちました。連休が終わって、今日からまた1年が再スタートになります。
- 4月になってから今日までの1か月間に、いろいろと学校での話を聞かせてもらいました。新型コロナの扱いも5類に移ってマスクをしなくてもよくなり、体温報告が不要になり、黙食がなくなったりと、学校も大きく変わってくると思います。
- なので、ここで先生たちも保護者もみんなが心をおおらかにもち、子どもたちに向かう気持ちを新たにして、ギアを上げてもらいたいと思いました。
- いろいろな話を聞いていますと、先生たちは子どもたちのためにできるだけよい教育を、よい活動をと考えてくれているのが伝わってきます。しかし、同時にちょっと心配なことの話も聞きますし、こうした方がいいのではないかと思うようなこともあります。大きな問題ではありませんがちょうどいろいろ変わる時期ですので、先生方や保護者の方にも、子どもたちをもう一度見詰め直していただき、向かい合う心のギアを少し上げていただきたいと、自分への戒めも含めて思います。
- 日常の挨拶などの本当に些細なことをきちんすることで子どもたちの心を温かくしたり、元気にしたりすることができるのだと、自分が学校にボランティアで入ったりすると思うのです。指導室がつくられた「東久留米市スタンダード」を丁寧に守っていただけても、素晴

らしい市の教育ができると思います。教育委員して、一人の親として自分に何ができるかと思うと何もできません。目の前のことを一つ一つこなすことしかできませんが、子どもたちのためにという熱い思いを持っていただきたいと思いました。引き続き1年間よろしく願いします。

◎閉会の宣告

○片柳教育長 以上をもちまして令和5年第5回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時32分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和5年6月1日

教育長 片柳博文（白書）

署名委員 宮下英雄（白書）